

住まえるバンク制度

柳川市内の空き家(住宅のみ)情報を、市公式 HP で提供します

● 制度の流れ < 空き家の登録から契約成立まで >

1 空き家の所有者が、空き家を登録

【登録条件】

- ・住宅であること
- ・不動産事業者と媒介契約をしていること

【登録方法】

次の書類を揃えて提出

- ・住まえるバンク登録申請書（様式第 5 号）
- ・住まえるバンク登録カード（様式第 6 号）
- ・土地および家屋の登記事項証明書
- ・物件資料（市 HP に掲載するチラシ）



1 年以上居住していない
空き家は、家財道具等の
撤去費用を補助します

【くわしくは裏面を確認】

2 市で内容を審査後、市 HP 掲載

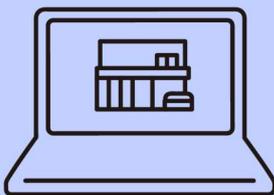
3 住宅を探す人が、情報を閲覧

【条件に合う物件が見つからない場合】

- 1) 希望物件リクエスト申請書（様式第 10 号）を提出
- 2) (※) 登録事業者に、物件情報の提供を依頼
- 3) 提供された物件情報を、申請者へ提供

(※) 登録事業者とは

住まえるバンク制度にご協力いただいている不動産事業者
不動産事業者の登録は、随時受け付けています！



4 契約成立、市 HP から情報削除

【契約が成立したら】

空き家の所有者（または媒介契約をしている不動産事業者）は、契約成立の内容（契約日、売買・賃貸の別など）をすみやかに報告してください

柳川市企画課企画係（柳川庁舎 3 階）

TEL : 0944-77-8423

MAIL : kikaku@city.yanagawa.lg.jp

住まえるバンク制度
（市公式 HP）



家財道具等撤去促進事業補助金



柳川市
YANAGAWA CITY

住まえるバンクに登録された空き家（1年以上居住なし）の
家財道具等の撤去費用を補助します

● 補助対象物件（すべて満たすこと）

- ・住まえるバンクに登録されている空き家
- ・1年以上前から居住していない空き家

● 補助対象経費

- ・家財道具等の処分・収集/運搬に要する経費

※柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に規定する一般廃棄物収集業者の許可を受けているものが行うもの

- ・補助対象物件の敷地内の樹木伐採等に要する経費

※柳川市内に事務所または事業所を有するものが行うもの

- ・補助対象物件内の清掃に要する経費

※柳川市内に事務所または事業所を有するものが行うもの

家財道具等の
撤去前に申請が必要です！



● 補助金額

補助対象経費の2分の1（最大 **10** 万円）

※1,000円未満の端数は切り捨て

● 補助金交付の流れ（すべてを同一年度内に完了する必要があります）

- 1 家財道具等の処分を実施する前に、添付書類を添えて「交付申請書（様式第1号）」を提出
- 2 市で書類を審査後、補助金の交付（不交付）決定を通知
- 3 家財道具等の処分が完了したら、添付書類を添えて「実績報告書（様式第6号）」を提出
- 4 市で書類を審査後、補助金額の確定を通知
- 5 「補助金交付請求書（様式第8号）」を提出
- 6 補助金を交付

※ 補助金は予算の範囲内で交付しますので、年度末を待たずに交付申請の受付を終了する場合があります

柳川市企画課企画係（柳川庁舎3階）

TEL：0944-77-8423

MAIL：kikaku@city.yanagawa.lg.jp

家財道具撤去補助金
（市公式HP）



20240401